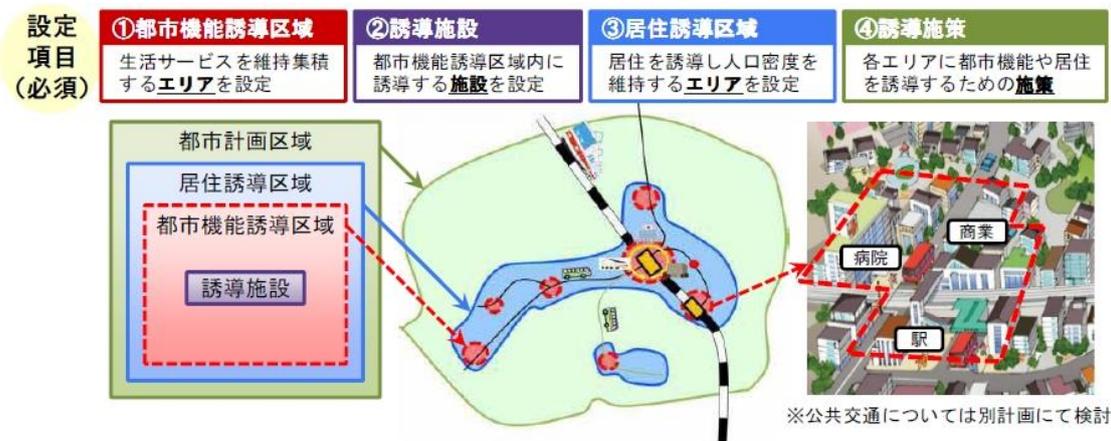


白老町立地適正化計画策定方針（案）

1 立地適正化計画とは

立地適正化計画は、近年の全国的な人口減少・少子高齢化の進展を背景として、平成26年の都市再生特別措置法の改正により創設された制度です。

本計画は、居住や都市機能（福祉、医療、商業等）の立地や公共交通の充実など、まちづくりに関する様々な施策と連携を図り、よりコンパクトでかつ持続可能な都市の形成に向けた取り組みを推進するものであり、都市計画マスタープランの一部として位置づけられています。



- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ●住宅施設 ●社会福祉施設(高齢者施設等) ●教育文化施設(学校、図書館、博物館等) ●商業施設 ●医療施設(病院等) ●行政施設 など | こうした都市施設の立地を、
これからの時代背景に合わせ適正に誘導し
ようという計画 |
|---|---|

◎立地適正化計画は、都市全体の観点から、居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能を誘導するための施策、公共交通の充実に関する施策等について定めるもの。

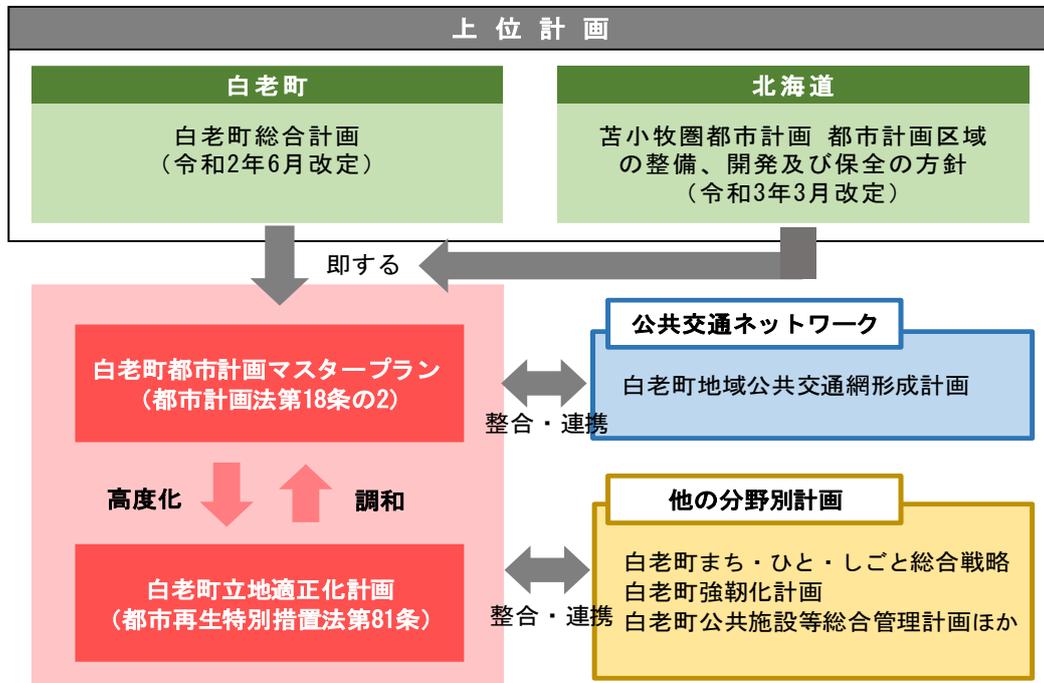
2 計画策定の趣旨

本町では、現在、次期都市計画マスタープランの改定に向けた取り組みを進めており、都市づくりの理念に「戦略的な縮充による持続可能な都市づくり」を掲げ、「コンパクト・プラス・ネットワーク型」の都市構造の実現を目指すこととしています。

この策定過程においては、本町の現状と課題の検証、将来展望等が明確化され、また、都市計画マスタープランの高度版とされる立地適正化計画を並行して策定することにより、課題や理念、時間軸等を共有するとともに、より実効性を高め、計画的な都市づくりを進めていくこととします。

3 計画の位置付け

本計画は、白老町総合計画と北海道都市計画区域マスタープランに即するものであり、白老町都市計画マスタープランの高度版として、公共交通網形成計画をはじめ、関連計画との整合・連携が図られたものでなければならぬとされています。



4 計画の意義と役割

(1) 都市全体を見渡したマスタープラン

居住機能や様々な都市機能の誘導により、都市全域を見渡したマスタープランとして位置付けられる計画であり、都市計画マスタープランの高度版となるものです。

(2) 都市計画と公共交通の連動

居住や生活を支える機能の誘導による効率的なまちづくりと地域交通との連携により、コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを進めることができます。

(3) 市街地空洞化の防止

居住や民間施設の立地を緩やかにコントロールし、市街地空洞化防止のための新たな選択肢として活用することができます。

(4) 公的不動産を活用したまちづくり

財政状況の悪化や施設の老朽化等を背景として、将来のまちのあり方を見据えた公共施設の再配置や公的不動産を活用した民間機能の誘導が可能となります。

(5) 策定による国からの支援措置等の活用

本計画を策定することで、必要な都市機能を維持・誘導するための支援措置等（計画作成への支援、誘導区域内の施設整備などへの支援等）を活用することができます。

5 対象区域

本計画の対象区域は都市再生特別措置法第81条に基づき、都市計画区域内とします。

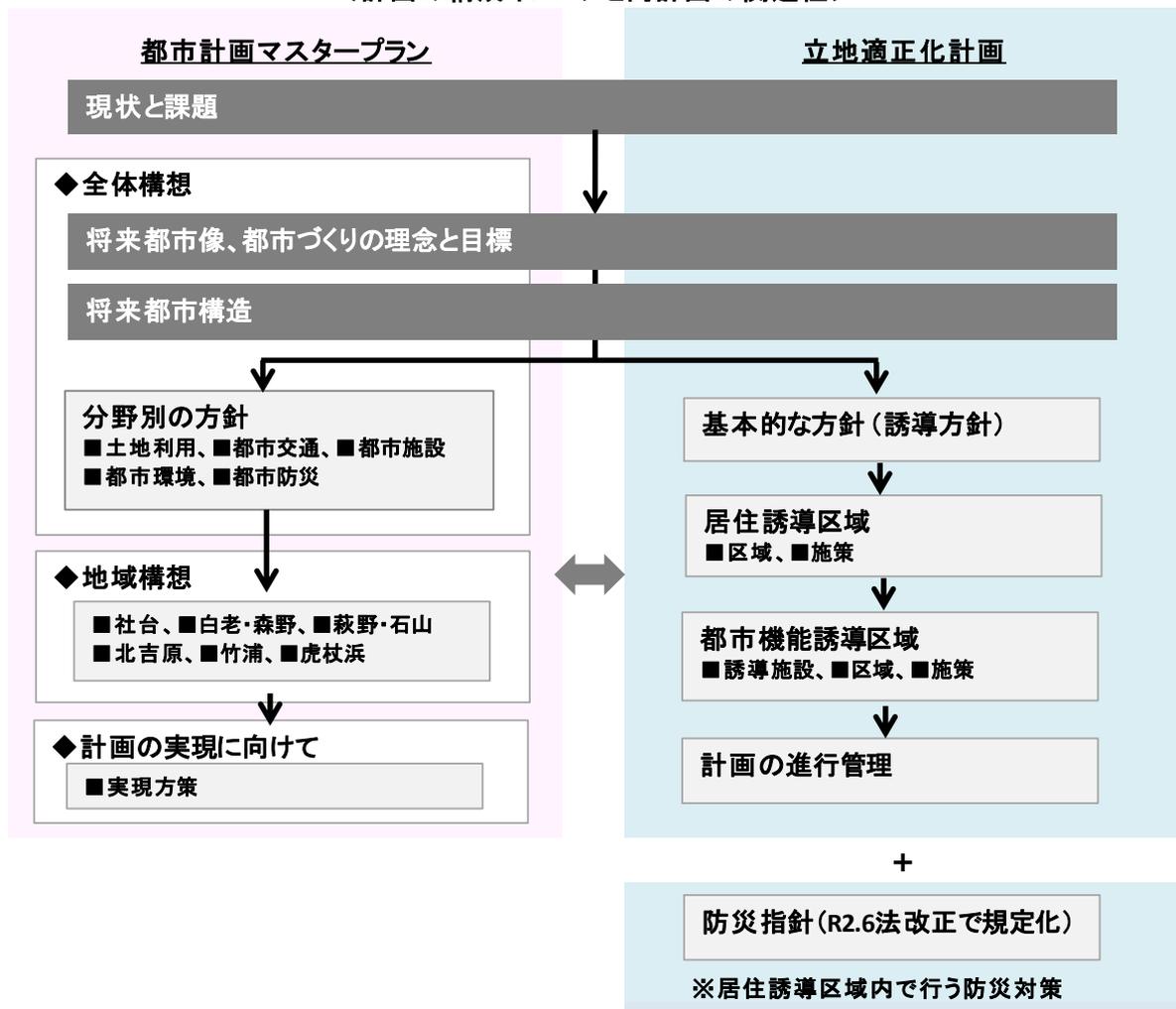
6 計画の期間

立地適正化計画は都市計画マスタープランと同じく、長期的な都市のあり方を定める計画であることから、計画策定時から概ね20年後の2041（令和23）年度までを目標年次とします。また、都市再生特別措置法第84条の規定に基づき、概ね5年ごとに施策の実施状況などを評価し、必要に応じて適宜見直すこととします。

7 計画の構成（案）

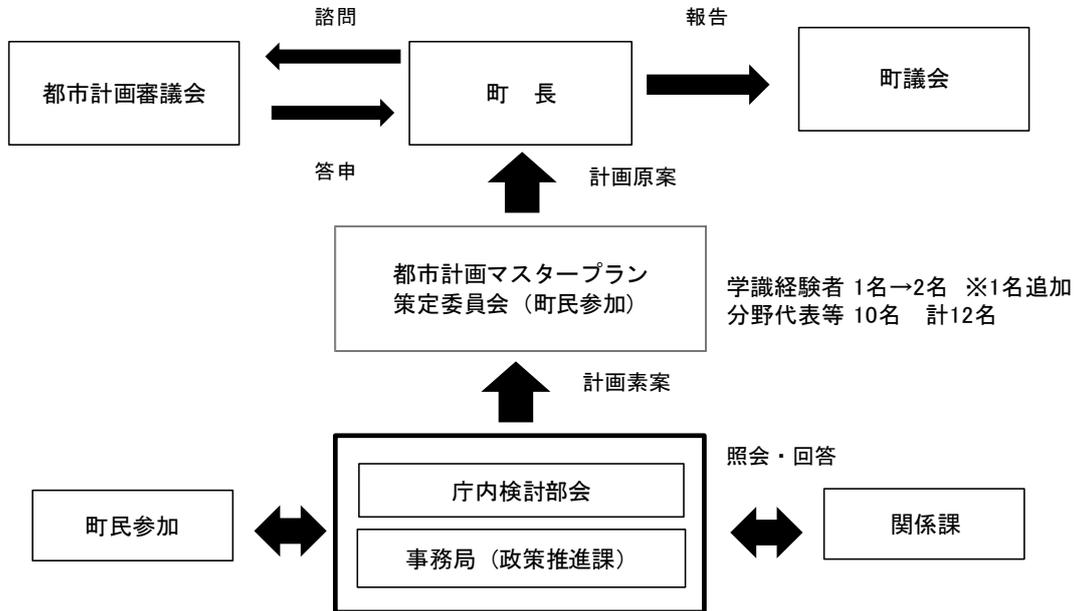
立地適正化計画は、都市計画マスタープランで掲げる「現状と課題」、「将来都市像、都市づくりの理念と目標」、「将来都市構造」を踏襲し、以下の項目により構成します。

<計画の構成イメージと両計画の関連性>



8 計画の策定体制

既に設置した都市計画マスタープラン策定委員会の体制強化を図りつつ、立地適正化計画の原案を策定し、その後、白老町都市計画審議会への諮問・答申を経て成案化します。



9 今後のスケジュール (案)

次期都市計画マスタープランの策定と並行して立地適正化計画の策定を進めます。

項目	令和3年度		令和4年度			
	12月		4月	6月	9月	12月
全体の流れ	都市計画マスタープラン 素案作成		原案作成		9月 策定	
	立地適正化計画 基礎調査		素案作成		原案作成	12月 策定
町議会			6月 中間報告			12月 報告
都市計画審議会					10月 諮問	12月 答申
策定委員会	2月 方針		4月	6月	8月	
町民	ホームページ掲載		6月 説明会		8~9月 パブコメ	